

平成23年第32回葛巻町議会定例会会議録（第6号）目次

（決算特別委員会）

平成23年9月22日

【開会】

【認定第2号～認定第7号審査】

- 日程第1 認定第2号 平成22年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 日程第2 認定第3号 平成22年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 日程第3 認定第4号 平成22年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につい
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 日程第4 認定第5号 平成22年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 日程第5 認定第6号 平成22年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の
認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 日程第6 認定第7号 平成22年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定につい
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

平成23年第32回葛巻町議会定例会会議録 第6号 (決算特別委員会)

告示年月日	平成23年8月19日(金)					
招集年月日	平成23年9月14日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成23年9月14日～平成23年9月26日 3日間					
会議の月日	平成23年9月22日(木) 開会10時00分 閉会13時56分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	△	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	遅	8	辰柳 敬一	/
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	/
会議録署名議員	1 番	柴田 勇雄	6 番	橋場 清廣		
会議の書記	議会事務局長	阿部 実	議会事務局	檜木 幸夫		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	丹内 勉
	住民会計課長	和野 一男	総務企画課総合政策室長	深澤口 和則
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

副委員長 (山岸はる美さん)

朝のあいさつをします。おはようございます。

委員長に代わって司会を務めます、決算特別委員会副委員長の山岸です。よろしくお願ひします。

これから今日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は6名です。過半数に達していますので会議は成立しました。

欠席届を出されている委員は、柴田勇雄委員であります。遅刻届を出されている委員は、姉帯春治委員であります。

ここで、大雨による災害の状況把握のため、午後1時30分まで休憩します。

(休憩時刻 10時02分)

(再開時刻 13時30分)

副委員長 (山岸はる美さん)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから、昨日に引き続き決算審査を行います。

議事の進行上、各委員及び当局に願ひします。質問する委員は、質問する箇所のページを示して簡潔に願ひします。なお、質問事項は1回につき、2ないし3点に区切り行い、関連した質疑以外は改めて発言の機会を求め、行っていただくよう願ひします。また、質疑応答の際は、職名を言ってから簡潔に願ひします。

それでは日程第1、認定第2号、平成22年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

11ページを見ますと、どうしても目に付くのが不能欠損の2,896,500円、それと収入未済額が大幅に、11,850,000円ほど減額になっております。どのような要因があって、この大幅な減額になったのか。そして、不能欠損の内容についてお伺ひします。

副委員長 (山岸はる美さん)

住民会計課長。

住民会計課長 (和野一男君)

1点目のご質問でございます不能欠損についてお答え申し上げます。

不能欠損につきましては、税の公平性、納税者の不公平感の観点からも避けなければならないことではありますが、財産調査や所在調査を徹底して行い、収納に最大限の努力を尽くし、どうしても収納できない事案については、地方税法など関係法令に基づき検

討した上で不能欠損処分を行うものでございます。

町では不能欠損に関する基本事項、基本方針を定めております。基本方針として、不能欠損処分は納税義務の消滅につながることから、納税者に不公平感を与えることになるため、その執行については、地方税法、国税徴収法に基づき厳格に行うものとしております。

不能欠損の判断基準として、3項目を定めております。1点目が、滞納処分をする財産がないときでありまして、会社倒産、破産、民事再生、相続放棄による場合であります。2点目が、滞納処分をすることによって、その生活を窮迫させる恐れがあるときでありまして、生活保護者、破産者、無職、病気及び事故、生活維持者の死亡により、生活保護法の適用を受けなければ生活の維持ができない程度の状況のときであります。3点目が、その所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるときでありまして、行方不明、失踪者等で滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。また、滞納者が死亡して相続人に財産がないとき。また、生活を著しく窮迫させる恐れがあるときであります。以上の3項目の判断基準により判定を行い、不能欠損を行ったということで、不能欠損の額が増えているものでございます。

また、2点目の未済額の減につきましてでございますが、景気が低迷してる中で、納税者の皆様のご協力があったことが一番の理由ではないかなと思っております。このことは数字上にも現れておりまして、滞納額1,000,000円以上を大口滞納者として、全滞納額と大口滞納者の関係を21年度ベースで調べてみたわけでございますけれども、全滞納者に占める割合としては人口、申し訳ございません、大口滞納者、1,000,000円以上の方、県民税を含んで33名おられます。その割合が0.4パーセントでありますし、滞納額に占める割合で固定資産税が41.1パーセント、国保税が50.7パーセントとなっております。したがって、ほとんどの納税者の皆様は、大変な中納税にご協力をいただいたということが見てとれると思います。

そのほかに収納の体制が整い、職員の努力があったのもひとつかと思っております。平成21年度、平成22年度と岩手県滞納整理機構へ職員を派遣したことにより、滞納整理機構の滞納整理の手法を習得したことや、滞納整理機構との連携が確立したこともあると考えております。

徴収及び滞納整理の手法といたしましては、1点目が、滞納者ごとの台帳の作成であります。滞納者ごとの台帳には支払誓約の月日、金額や催告月日、交渉内容が記載しております。2点目が、誓約内容の履行の徹底を図ることです。3点目が、財産の調査であります。給与、預貯金、生命保険、還付金、出資金や不動産などの調査を行い、早期の完納を目指すものであります。4点目が、財産調査による差し押さえ、公売等でございます。

また、滞納整理機構との連携につきましては、滞納者情報の共有や滞納整理機構による催告や差し押さえなどでございます。これらのことがルール化されたことが収納率の向上、また収入未済額の減につながっているものと思っております。

橋場委員。

橋場清廣委員

収入未済額については納税者の、こういった状況の中にも関わらずの義務、そして職員
の管理、回収、正にこれがきちとなされた成果だろうと思います。その努力には敬意
を表したいと思います。

不能欠損に関してですけれども、説明書の43ページに19件の、年度ごとに載っていま
すけれども、これは何名の方なのか、その点についてお伺いします。

副委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（和野一男君）

対象者が5名でございます。不能欠損とする税の内容としては19件、2,896,500円
となっているものでございます。

副委員長（山岸はる美さん）

橋場委員。

橋場清廣委員

5名の方が平成7年度から21年度までの、この19件についての不能欠損をしたとい
うことだと思えます。それぞれ、先ほど説明ありました三つの、いわゆる不能欠損に至
るまでの基準といいますか、それぞれあったかと思えますけれども、特にこの新しいとこ
ろですね、例えば平成15年以降、この最近のものについては、こういった理由、どう
いった状況があつての不能欠損だったのか、その点についてお伺いします。

副委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（和野一男君）

5名の方でございますが、最近の方ということでございます。4名の方が最近の方で
ございますけれども、生活保護者の方が2名でございます。それから、父親の年金で生活
しているという方が1名ございまして、この方は財産等が皆無であるという状況でござ
いますし、また、もう1名の方に関しましては、平成22年に住所が不明であるという
ことで、職権で消除しているものでございます。以上でございます。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号、平成22年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定可決されました。

次に日程第2、認定第3号、平成22年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

これも収入未済額ちょっと確認させていただきます。49ページ、374,000円、使用料ですけれども、これについて、中身についてお伺いします。

副委員長(山岸はる美さん)

建設水道課長。

建設水道課長(遠藤彰範君)

収入未済額についてお答え申し上げます。

374,060円でございますが、22年度分が123件、これが369,815円となっております。それから、残の4,245円でございますが、平成21年度分として2件でございます。以上でございます。

副委員長(山岸はる美さん)

橋場委員。

橋場清廣委員

そうすると、これは現在はほとんど処理、収納されているということになるのでしょうか、その点について。

副委員長(山岸はる美さん)

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

若干、100パーセントではございませんが収納は始まっております。以上でございます。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号、平成22年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定可決されました。

次に日程第3、認定第4号、平成22年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号、平成22年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定可決されました。

次に日程第4、認定第5号、平成22年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

87 ページの収納未済額について、全体的な状況で結構ですけれども伺います。

副委員長（山岸はる美さん）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

収入未済額の全体的なことということでございますので、お答え申し上げます。

まず大きなものは農業集落排水事業の分担金でございます。これが平成7年からのものがございますけれども、大体固定化されてきておりますが、昨年度におきましては25,000円ほど納めていただきまして、23年度に入りまして、さらに21,000円ほどを納めていただいておりますので、若干ではございますけれども前進が見られるなというふうな考えでおります。

それから使用料でございますが、農業集落排水と、それから浄化槽関係でございますけれども、これは合わせて42,097円となっております。平成21年度分が1件でございます、22年度分が12件、29,000円ほどとなっております。それで今年、平成21年度分につきましては、すべて完納していただいております、現在でございますけれども。それから22年度分につきましては14,000円ほど納めていただきまして、残が15,000円くらいというふうな状況となっております。以上でございます。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号、平成22年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定可決されました。

次に日程第5、認定第6号、平成22年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号、平成22年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定可決されました。

次に日程第6、認定第7号、平成22年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

130ページの概要にありますように、お医者さん、医師の確保ということにご努力をいただいて、町民にとっては安心な、いわゆる医療体制が確立しつつあるということで、さらに医師の住宅にも今また着手するというような状況にあります。非常に安心して過ごせる、いわゆる、そういったまちづくりができたのかなど、この病院に関して、特にその思いが町民にとっては大事なところですので、非常に評価をしたいと思えます。

そういった中で、経費等もほぼ予算に合ったように推移しているというふうに見ております。そこで、22年度は単価を低く見積もっての予算化をしたはずであります。入院の単価、外来の単価、当初予算と比較してどの程度の推移だったのか。計算すれば分かるかとは思いますが、そちらで控えておりましたら、お知らせいただきたいと思えます。

副委員長（山岸はる美さん）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えします。

すみません、予算のちょっと細かい数字を資料として持ち合わせておりませんでしたのですが、当初に入院として見込みました単価は、看護基準が15対1で計上したものでございますが、途中から患者数の、患者数ではなくて、入院期間の短縮がございまして、13対1に看護基準を変更してございます。9月から、その実績によりまして変更した結果、入院単価が約2割、1割ほど増加したという結果になったもので、このよう

な決算の結果になったものでございます。

外来につきましては、ほぼ見込んだとおりの数字になっているものかと思えます。

副委員長（山岸はる美さん）

橋場委員。

橋場清廣委員

いわゆる今回は入院が減って、いわゆる外来が増えたと、増加になったというような状況にあるわけですが、こういったあたりの、いわゆる状況、患者さんの状況を見ますと、その単価というのは非常にこの収支に影響を与えるということからすると、当然23年度の予算も、こういったものも、いろいろ考慮しながら23年度立てたとは思いますが、こういう収支の、非常に大きく左右するような結果になるわけですので、ここら辺事務サイドである程度予測して対応できるものかどうか。もし、そうであれば、やはり当初予算を組む段階でも、そこら辺をもうちょっと熟慮して、そして事務サイドの努力というものが可能であればですね、そこら辺はもっともっと現場とは違った努力で経営改善ができるのではないかなど、そんな気がしますけども、その辺の考え方について伺います。

副委員長（山岸はる美さん）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

入院患者の単価、あるいは外来患者の単価でございますが、予算編成時にはその年度の上期の実績の基に予算を編成するというのが例年の手法でございます。その際には通年の実績をある程度見通した形での単価を計上してございますけれども、結果的に入院患者さんの内容といいますか、疾病の内容によりまして、期間、資料内容等が変わるといった部分が非常に影響されるものかなというふうに考えてございます。そういう部分で非常に、結果的に見込んだ計算と異なるという部分が出てしまうケースがあるというふうに考えてございます。

先ほど申し上げました単価の、その増の部分については、その制度的な看護基準の単価によりまして算定されるものでございます。その部分については、ある程度事務的な算定が可能になるというふうに考えてございます。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号、平成22年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定可決されました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

これをもって、決算特別委員会を閉会します。ご苦勞様でした。

(閉会時刻 13時56分)